

構造用合板と発泡プラスチック断熱材を用いた耐震改修工法 設計者・施工者登録制度運用規定

制定日 令和 6 年 6 月 1 日

(本規定の目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人発泡プラスチック建築技術協会（以下「当協会」という。）が「構造用合板と発泡プラスチック断熱材を用いた耐震改修工法（以下「SIR 工法」という）設計者・施工者登録制度」（以下「当制度」という）を運用するに当たり、その基本となる事項について定めることを目的とする。

(当制度の目的)

第 2 条 SIR 工法が適切に実施されるよう SIR 工法の設計者又は施工者の要件を定め、それぞれの申請者を審査、登録するとともに、その普及のために登録設計者名、登録施工者名等を公開することにより、断熱耐震改修を検討する事業主へ情報提供を行うことを目的とする。

(登録設計者の要件)

第 3 条 登録設計者の要件は以下とする。

- ・一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者
- ・木造耐震診断資格者講習（同等と国土交通大臣が認めた講習を含む）の修了者
- ・SIR 工法技術講習会の修了者

(登録施工者の要件)

第 4 条 登録施工者の要件は以下とする。

- ・SIR 工法技術講習会修了者が所属する団体であること
- ・一般建設業又は大工工事業許可を保有しかつリフォーム瑕疵保険に加入していること
- ・SIR 工法技術講習会修了者が工事監理を行うこと

(登録申請)

第 5 条 設計者又は施工者の登録申請を希望する者は、当協会のウェブサイトを通じてそれぞれの登録要件に係る項目等を入力して申請を行う。

(審査)

第 6 条 設計者又は施工者登録の申請があった場合には、当協会はそれぞれの登録要件への該否について審査を行う。

(登録証)

第 7 条 前条において登録要件を満たしていると認められた場合には、以下内容にて設計者登録証又は施工者登録証を登録申請者宛に発行する。

- ・当協会代表理事名とする。
- ・設計者登録証の記載項目は、登録番号、登録者名、住所、所属団体名及び発行日とする。
- ・施工者登録証の記載項目は、登録番号、登録者名、住所、工事監理者名及び発行日とする。

(登録情報の公開)

第8条 登録設計者及び登録施工者の登録情報は当協会ウェブサイト内で公開する。ただし、登録申請者の要望により一部情報を非開示とする。

(設計者登録の更新)

第9条 設計者登録の更新は以下の通りとする。

- ・設計者登録は更新期限を設けない。
- ・登録設計者からの申告等により登録内容に変更があった場合には、当協会は登録要件が継続して満たされていることを確認の上、変更後の内容にて登録証を再発行する。

(施工者登録の更新)

第10条 施工者登録の更新は以下の通りとする。

- ・登録施工者に対して登録から原則として3年経過するごとに当協会から確認を行い、登録要件を継続して満たしていると確認できた場合に更新されたものとする。
- ・前号の確認により登録内容に変更が認められた場合には、変更後の内容が登録要件を満たしていることを確認した上で登録証を再発行する。

(設計者登録の停止)

第11条 以下の各号に当たる場合には登録は停止されたものとする。

- ・登録設計者本人から申し入れがあった場合
- ・登録要件の効力が停止された場合
- ・登録申請時に申告した要件に虚偽があったことが判明した場合
- ・SIR工法の使用に関する行為において不正が確認された場合
- ・SIR工法の技術更新に関して当協会から更新講習会の受講を再三求められたにもかかわらずこれを受講しなかった場合

(施工者登録の停止)

第12条 以下の各号に当たる場合には登録は停止されたものとする。

- ・登録施工者から申し入れがあった場合
- ・登録要件を満たさなくなった場合
- ・登録証に記載された工事監理者が監理業務を維持できなくなった場合
- ・登録申請時に申告した要件に虚偽があったことが判明した場合
- ・SIR工法の使用に関する行為において不正が確認された場合
- ・SIR工法の技術更新に関して当協会から更新講習会の受講を再三求められたにもかかわらずこれを受講しなかった場合

付 則

- ・当規定は制定日から実施する。
- ・当規定は制定日から原則3年を経過するごとに見直しを行う。